



平成 20 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 ク ラ フ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 要
(J A S D A Q コ ー ド 7 4 4 0)
(U R L <http://www.kraft-net.co.jp/>)
問 合 せ 先 ク ラ フ ト 株 式 会 社
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 ・ 井 本 秀 景
電 話 0 3 (3 2 6 5) 9 4 5 6 (代 表)

当社の完全子会社化等のための定款の一部変更及び 全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において、全部取得条項付株式の発行のための当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、平成 20 年 3 月 25 日に開催予定の当社の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更（定款一部変更の件 A 及び B）
1. 定款一部変更の件 A

- (1) 変更の理由

当社の親会社であるクラフトフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「KFH社」といいます。）は、平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 1 月 28 日まで当社普通株式及び平成 19 年 5 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、当社による平成 20 年 1 月 29 日付プレスリリース「親会社等及び主要株主である筆頭株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にてご報告申し上げておりますとおり、平成 20 年 2 月 1 日（決済日）をもって、当社普通株式 7,228,000 株を保有するに至っております。なお、KFH社は、クラフトホールディングス株式会社（以下「KH社」といいます。）の完全子会社であり、当社の有価証券の取得及び保有を行うことを目的として設立された会社です。当社の代表取締役社長である森要氏は、KH社の株主（平成 20 年 2 月 18 日現在においてKH社の発行済株式の 77.37%を保有しております。）兼代表取締役であると同時に、KFH社の代表取締役でもあります。KFH社の保有する当社普通株式に係る

議決権の数は、平成 20 年 2 月 18 日現在における総株主の議決権の数 73,093 個の 98.89%であります。

KFH社は、平成 19 年 12 月 7 日付当社プレスリリース「クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の添付資料「クラフト株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等においてお知らせしておりますとおり、当社の発行済普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することにより、当社の株式を非公開化させるいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として本公開買付けを実施したものであり、最終的に当社を完全子会社化することを企図しております。

また、当社といたしましても、平成 19 年 12 月 7 日付当社プレスリリース「クラフトフィナンシャルホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、診療報酬改定や薬価改定、消費者における受診抑制、同業他社との競争熾烈化等といった当社が直面する厳しい経営環境等を踏まえ、当社株式を上場することによるメリット及びデメリットを総合的に考慮し検討した結果、当社をKFH社の完全子会社とすることによって当社の株式を非公開化することが経営陣自身の迅速な意思決定を実効的に担保し、中長期的な観点からの当社の企業価値を向上させるために最も有効な手段であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意見を表明していたところであります。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法により当社がKFH社の完全子会社となることといたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。（かかる定款変更を「本定款一部変更A」といいます。）

本定款一部変更Aによる変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。（かかる定款変更を「本定款一部変更B」といいます。）（なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）

会社法第 171 条並びに本定款一部変更A及び本定款一部変更Bによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主の皆様に対して、当該取得の対価として当社の種類株式を交付いたします。（かかる手続を以下「本全部取得手続」といい、本定款一部変更A及び本定款一部変更Bとあわせて以下「本定款一部変更等」といいます。）

この際、KFH社以外の株主の皆様に対して交付される当社の種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件Aは、本定款一部変更Aを行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、本定

款一部変更Aは、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更Bを行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記II.「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明いたしますとおり、本全部取得手続における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式です。

会社法第171条並びに本定款一部変更A及び本定款一部変更Bによる変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）には、KFH社以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第234条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却に当たっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をKFH社に対して売却すること、又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が当社A種種類株式を買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に2,396円（KFH社が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件Aは、本定款一部変更Aとして、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款第8条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（定款一部変更の件Aで設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更の件Aは、株主総会において、本定款一部変更Aに係る議案が承認可決された時点で効力を生ずるものとしします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は 2,180 万株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は 2,180 万株とし、 <u>当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は 2,179 万株、A 種種類株式は 1 万株とする。</u>
(新設)	<u>第 6 条の 2 (A 種種類株式)</u> 当会社は、残余財産を分配するときは、 <u>A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種株主」という) または A 種種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種登録株式質権者」という) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という) または普通株式の登録質権者 (以下「普通登録株式質権者」という) に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という) を支払う。</u> <u>A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 社残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u>
第 7 条 (株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第 7 条 (株券の発行) 当会社は、 <u>全ての種類の株式</u> に係る株券を発行する。
第 8 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、100 株とする。 当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	第 8 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当会社の <u>普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種種類株式については 1 株とする。</u> (現行のとおり)
(新設)	<u>第 19 条の 2 (種類株主総会)</u> <u>第 16 条、第 18 条および第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第 17 条の規定は、会社法第 324 条第 1 項及び第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2. 定款一部変更の件 B

(1) 変更の理由

定款一部変更の件 A でご説明しておりますとおり、当社が K F H 社の完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、経営陣自身の迅速な意思決定を実効的に担保し、中長期的な観点からの当社の企業価値を向上させるためにも最も有効な手段であると判断しております。

定款一部変更の件 B は、本定款一部変更 B として、定款一部変更の件 A による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 3 を新設するものであります。定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生により、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更 B の後、株主総会の決議によって当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得しますが（本全部取得手続）当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、定款一部変更の件 A に係る定款変更案により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき株主の皆様へ交付する A 種種類株式の数は、K F H 社以外の各株主の皆様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、10 万分の 1 株としております。

なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生日は、平成 20 年 4 月 30 日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更の件 A に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更は、定款一部変更の件 A のご承認が得られること、及び普通株主の皆様による種類株主総会において定款一部変更の件 B の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

（下線を付した部分は変更箇所）

定款一部変更の件 A に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<u>第 6 条の 3 (全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 10 万分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

3. 定款一部変更の件 A 及び B に関する日程の概略（予定）

上記定款一部変更の件 A 及び B に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日	平成 20 年 3 月 25 日(火)
定款一部変更の件 A の効力発生日	平成 20 年 3 月 25 日(火)
定款一部変更の件 B の効力発生日	平成 20 年 4 月 30 日(水)

II 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件 A でご説明しておりますとおり、当社が K F H 社の完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、経営陣自身の迅速な意思決定を実効的に担保し、中長期的な観点からの当社の企業価値を向上させるためにも最も有効な手段であると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本全部取得手続として、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

定款一部変更の件 B による変更後の当社定款規定第 6 条の 3 に定めるとおり、本全部取得手続に係る取得対価としては、定款一部変更の件 A に係る定款変更案により設けられる A 種種類株式とし、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は 10 万分の 1 株とさせて頂いております。この結果、K F H 社以外の各株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却に当たっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を K F H 社に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が当社 A 種種類株式を買い取ることを予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に 2,396 円（K F H 社が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等におい

ては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された全部取得条項付普通株式に係る株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 10 万分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 20 年 4 月 30 日といたします。

(3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任頂きたく存じます。

3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成 20 年 3 月 26 日から平成 20 年 4 月 22 日までの間、整理ポストに割り当てられた後、平成 20 年 4 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

III 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

本定款一部変更等の概略（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日	平成 20 年 2 月 14 日（木）
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催	平成 20 年 3 月 25 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 A）の効力発生日	平成 20 年 3 月 25 日（火）
株券提出手続の開始（株券提出に関する公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	平成 20 年 3 月 26 日（水）
整理ポストへの割当て	平成 20 年 3 月 26 日（水）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成 20 年 4 月 22 日（火）

当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成 20 年 4 月 23 日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 20 年 4 月 28 日 (月)
株券提出の期限	平成 20 年 4 月 30 日 (水)
全部取得条項に係る定款一部変更(上記の定款一部変更の件 B) の効力発生日	平成 20 年 4 月 30 日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 20 年 4 月 30 日 (水)

以 上